

宮城県ブランド鶏卵・豚肉販売会及びスタンプラリー実施業務

仕 様 書

1 委託業務の名称

宮城県ブランド鶏卵・豚肉販売会及びスタンプラリー実施業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 業務の目的

宮城県では独自の銘柄(ブランド)を掲げる鶏卵・豚肉が多数生産されており、その認知度向上と消費拡大推進のためには、主に県内の消費者に対して、魅力を発信していく必要がある。

本業務は、多様性に富んだ宮城県内の独自銘柄鶏卵・豚肉を、販売会及び飲食店スタンプラリーの開催を通じて、主に県内の消費者に対し、その特色を発信し、認知度向上や消費拡大につなげることを目的とする。

4 業務の内容

本業務の目的を達成するために、下記(1)～(3)の業務を行うこと。

なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

(1) 販売会の開催

多様で特色ある県畜産物の魅力を、宮城県民を主とする多くの消費者に訴求する販売会を実施すること。

会場は県内の主要交通拠点であり、交流人口の多い仙台駅での開催とし、販売会の企画・運営に係るすべての事務は受注者が行うこと。業務の内容は次のとおり。

イ 概要

項目	内容
コンセプト	県民を主とする多くの消費者に対し、多様で特色ある県畜産物を通じて県産畜産物に対する消費意識や感動を創出するとともに、県内食産業関連事業者に商材として県産畜産物の魅力を再認識する機会を提供する。
販売会名称及びキャッチフレーズ	コンセプトを踏まえ、「販売会名称」及び「キャッチフレーズ」を提案すること。
開催日程	令和6年11月8日(金)から11月10日(日)のうち最大3日間を開催日として提案すること。 なお、販売時間は、各日午前10時から午後8時まで(最終日は午後7時まで)を予定している。
実施場所	JR仙台駅2階中央改札前コンコース 2柱分(上記日程で予約済み)
出店者	県内の食産業関連事業者(6次化畜産事業者含む)及び団体
出店者数(予定)	想定最大 16 事業者(8事業者/柱×2柱 1事業者当たり2販売台を想定)

	出店者数が想定を下回ったなどの理由でスペースが余った場合の、残りスペースの活用方法も併せて提案し、実際に下回った場合にはその措置を実施すること。
販売商品	<ul style="list-style-type: none"> ・県内でのみ生産される独自銘柄(ブランド)を掲げる鶏卵又は豚肉、あるいはそれらを原料とした加工品 ・県内の採卵養鶏あるいは養豚を営む6次産業化生産者の生産する鶏卵又は豚肉あるいはそれらを原料とした独自商品 (例:豚精肉、殻付卵、〇〇卵のプリン、〇〇豚サンドウィッチ、〇〇卵を使ったケーキやパン等)

ロ 出店者の募集及び調整

県内の多様な事業者等が多く参加するよう、募集期間を1か月程度設ける日程とすること。また、募集方法について、多様な事業者等に周知できるよう配慮すること。なお、最終的な販売会出店者については、発注者と協議の上決定すること。

出店者等と出店準備や売上げの手数料等に係る額の確定等、出店に係る必要な調整を行い、出店者からの各種問合せに対応すること。また、発注者及び開催場所の管理者と調整して、出店マニュアルを作成し、出店者対象の事前説明会を開催すること。

ハ 販売ブースの装飾、設置及び運営

① 販売ブース装飾

多様性に富んだ宮城県内の独自銘柄等のPRや消費促進につながる装飾デザイン及びレイアウトを提案すること。

② 販売ブース設置及び運営

販売ブースの設置及び円滑なイベント運営を実施すること。会場の利用者や消費者の通行、出店者等に配慮したレイアウトとし、バックヤードを作成、設置すること。

なお、冷蔵冷凍ケースレンタル代は、出店者による負担とする。

③ 販売員の雇用

各販売会場での販売員について、出店事業者と調整し、必要に応じて雇用すること。ただし1事業者最大1名までとし、その雇用費の半分の額までについては本事業費に含めるものとする。

ニ スタッフの配置

発注者や出店者との連絡調整、販売ブースの運営・統括を行うためのスタッフを配置すること。

ホ 夜間警備

販売時間外など必要な時間において、販売会場の安全管理のために十分な警備を手配すること。

ヘ 会場使用料

会場使用料はかからない。

(2) 飲食店等スタンプラリーの開催

独自の銘柄(ブランド)を掲げる鶏卵・豚肉を販売もしくは使用した料理などを提供する飲食店を対象としたスタンプラリーを開催し、県産食材の魅力を効果的に発信すること。

イ 内容

① 企画内容

スタンプラリーの企画内容(実施方法、賞品等)について提案すること。

実施方法は参加店舗にできる限り負担の少ない方法を採用すること。

② 開催時期及び開催期間

令和6年11月から12月までの間で、1カ月程度の期間を提案すること。

③ 開催場所及び開催規模

県で「食材王国みやぎ 地産地消推進店」等を対象に事前アンケートを実施した結果、約40店舗からスタンプラリーへの参加の意向を受けているため、これらの店舗の参加を軸とした企画とすることとするが、さらに対象範囲を広げることは妨げない。

参加店の一覧は受注者が決定後に情報を提供する。なお、これらの店舗の資格要件及び最終意向確認は、受注者が行うこと。

(3) 資材の作成及び配布

県内の(1)及び(2)の企画で使用することが可能な、県産鶏卵、豚肉の魅力を訴求できる資材を制作すること。また、制作した資材は、スタンプラリーの参加店舗に要望を確認した上で、発送すること。資材の内容や発送数などは、発注者と協議の上行うこととする。

(4) 広報活動の実施

販売会やスタンプラリーへの誘客を図るため、県内の消費者を中心とした広報を実施すること。広報・宣伝媒体及び時期は提案すること。

(5) 事業効果の検証

事業効果を把握し、報告すること。効果把握の手法として、アンケートを取ることも有効であるが、事業目的(県産品の認知度向上、消費拡大等)の達成状況を評価できるような内容となるように配慮すること。

また、事業参加者の満足度や来年以降の改善点等の分析を行うこと。

(6) 成果物

イ 成果物の提出について

この業務の成果物として、業務実施結果報告書(任意様式、販売会の集客数、売上金額、アンケート結果、スタンプラリー参加数、スタンプラリー実施効果を含む。)を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

ロ 成果物の利用について

この業務で撮影した画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、この業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

ハ 成果物の権利等について

(イ)制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(ロ)人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(ハ)制作物について、発注者に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

(7)その他

イ 受注者は、この業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容及び方法について確認を行うこと。

ロ この業務の実施に当たり、装飾デザイン、アンケート項目等の決定は、発注者と事前に協議すること。

ハ 事業の遂行に当たっては、個人情報保護法に基づき、適切に実施すること。

ニ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議し、合意の上、実施すること。